

第5章 基本計画の総合的推進施策

環境基本計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進を促す仕組み」では、「協働による取組の推進」を掲げていますが、本報告書では、「第4章」の該当箇所に掲載しました。

■分野別計画との連携

環境基本条例では、基本構想を踏まえて「川崎市環境基本計画」を定めるものとしており、「めざすべき環境像」においては基本構想を踏まえています。また、「基本的施策」など、推進する取組全体に関しても、総合計画と整合を図りながら進めています。

また、「川崎市環境基本計画」は環境の各分野において定められている計画と一体となって取組を進める必要があることから、これらの計画と目標や施策等について整合を図っており、個々の取組に当たっても、これらの計画に示された内容を十分に踏まえつつ推進しています。

このように分野別計画と整合を図っているため、分野別計画の目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、「川崎市環境基本計画」に定める「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、目標、施策、環境配慮指針等との調整を行っています。

■環境調査制度の推進

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針が、原則としてすべての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2019年度に、環境調査制度の手続を経て、事業実施等が公表された（指摘事項報告書が提出された）案件は次のとおりです。

小杉駅周辺地区小学校新築事業計画（環境調査実施：2015年度）

目的	武蔵小杉駅周辺では大規模かつ複数の集合住宅の建設により市外からの人口流入が続いており、今後、小杉駅北側地区などの再開発事業も計画されていることなどから、更なる児童増加が見込まれている。このような状況を受け、小杉駅周辺地区における良好な教育環境を確保するため、学校法人日本医科大学が同地区に所有する土地の一部を事業用定期借地権に基づいて借り受け、小学校を新設する。	
内容	事業主体	川崎市
	位置	川崎市中原区小杉町二丁目 295 番地 1 他
	区域面積	約 10,010 m ²
	事業概要	建築面積：約 4,000 m ² （予定） 延べ面積：約 11,000 m ² （予定）
環境調査概要	事業計画の立案にあたり、排出ガス対策型建設機械等の選定による周辺住民への環境低減の配慮、災害時のライフライン確保による安全で快適なまちづくりの実現への配慮、再生可能エネルギーの利用及び環境教育の場となるような施設整備への配慮等、当該地域の環境制約要因や事業特性から求められる環境配慮がなされた。	

なお、近年環境調査を行った案件は次のとおりです。

年度	件名
2017	・堤根処理センター整備事業
2016	・川崎市都市計画マスタープラン全体構想 ・第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）
2015	・小杉駅周辺地区小学校新築事業計画

■環境影響評価制度の推進

本市では、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩などに伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」（環境アセスメント法）が制定され、方法書手続（スコーピング）等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化を図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

また、2011年4月の環境影響評価法の一部改正により、法対象事業の実施による影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合は、市長が直接事業者に対し、意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、2011年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、2012年4月に施行しました。

さらに、2011年12月の環境影響評価審議会からの答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」を踏まえて、「対象とする事業」、「環境影響評価の審査等手続」及び「環境影響評価制度に係る情報提供」について見直しを行い、計画段階における環境配慮計画書に関する手続を拡充すること、インターネットの利用により環境影響評価に係る書類を公表すること等のため、2012年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、2013年4月に施行しました。

実施状況

2019年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 指定開発行為実施届等受理状況

件数	件名
3件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業 ・川崎市立柿生小学校校舎増築事業 ・(仮称) 西加瀬プロジェクト

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
8件	<ul style="list-style-type: none"> ・向ヶ丘遊園跡地利用計画(条例方法書) ・初山住宅建設計画(条例準備書) ・高石住宅建替計画(条例準備書) ・堤根処理センター整備事業(環境配慮計画書) ・柿生駅前南地区施設建築物建設計画(条例準備書) ・鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業(条例方法書) ・川崎市立柿生小学校校舎増築事業(条例準備書) ・(仮称) 西加瀬プロジェクト(条例方法書)

3 環境影響評価審議会の開催状況(2019)年度

回数	件名
8回	4月16日 第1回審議会(向ヶ丘遊園跡地利用計画方法書答申案審議)
	6月26日 第2回審議会(堤根処理センター整備事業環境配慮計画書事業者説明)
	7月17日 第3回審議会(柿生駅前南地区施設建築物建設計画準備書事業者説明)
	8月20日 第4回審議会(堤根処理センター整備事業環境配慮計画書答申案審議)
	(柿生駅前南地区施設建築物建設計画準備書答申案審議)
	10月23日 第5回審議会((仮称) 鷺沼駅前地区市街地再開発事業方法書事業者説明)
	12月3日 第6回審議会((仮称) 鷺沼駅前地区市街地再開発事業方法書答申案審議)
	2月4日 第7回審議会 (地域環境管理計画、環境影響評価等技術指針の見直し(諮問)) ((仮称) 西加瀬プロジェクト方法書事業者説明)
3月18日 第8回審議会((仮称) 西加瀬プロジェクト方法書答申案審議)	
	第1回専門部会(地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の見直し)

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2019年に市が提供した主な環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市HPのトップページの分野別メニュー(環境)から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	みどりと公園(緑政事業概要)	1回/年	建緑：みどりの企画管理課
公害	環境局事業概要(公害編)	1回/年	環：環境管理課
	川崎市の大気環境(測定結果)	1回/年	環：環境総合研究所
	川崎市環境総合研究所年報	1回/年	環：環境総合研究所
	水質年報	1回/年	環：水質環境課
廃棄物	環境局事業概要(廃棄物編)	1回/年	環：廃棄物政策担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2019年度に環境総合研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

＜環境総合研究所における調査研究結果＞

テーマ	川崎市における大気中微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析調査
目的	PM2.5の成分を調査することにより、PM2.5の挙動や発生源を解明し、削減対策を行うための資料とします。
内容	道路沿道の1地点、一般環境の2地点の計3地点で、春夏秋冬の各季節2週間のサンプリングを実施しました。調査項目は、PM2.5濃度、イオン成分（8種類）、炭素成分（有機炭素、元素状炭素）、無機元素（29種類）を分析しました。
結果	PM2.5濃度は、道路沿道で、 $12.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、一般環境では、 $10.8\sim 10.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。PM2.5の成分は、一般環境、道路沿道ともに、炭素成分、硫酸イオンが多く、次いで、硝酸イオン、アンモニウムイオンでした。 なお、PM2.5の主成分は炭素成分、イオン成分で成分全体の約8割を占めることがわかりました。
活用	2009年9月に大気中微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が告示されましたが、本市においては、2003年度から継続してPM2.5を調査しています。得られた成分分析結果を用いて発生源解析等を行い、PM2.5対策に役立てています。

テーマ	市内水環境中における化学物質実態調査
目的	未規制化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、市域内の水環境中における未規制化学物質の残留状況を把握することを目的として調査を行いました。
内容	2019年度は、市内河川9地点及び海域3地点で、季節ごとに年4回水質試料を採取し、ジクロロアニリン類の調査を行いました。
結果	2019年7月、10月、12月及び2020年3月に調査を行った結果、ジクロロアニリン類1物質が検出されました。測定値は予測無影響濃度（PNEC：生態系に有害な影響を及ぼさないと予測される濃度）未満の濃度でした。
活用	国の環境リスク初期評価結果等を踏まえて、優先度が高いと判断した化学物質について順次環境調査を実施しています。調査結果は、化学物質対策の基礎資料とするため関係部署に情報提供しています。

テーマ	川崎市における熱中症による救急搬送者数の状況調査
目的	地球温暖化や都市部のヒートアイランド現象の進行によって熱中症対策は夏期における健康問題として重要な課題となっていることから、予防啓発の基礎資料とすることを目的に熱中症による救急搬送の状況について気温との関連を含めた解析を行いました。
内容	消防局から提供を受けた熱中症救急搬送データ、一般環境大気測定局で計測している気象データ、及び川崎市の人口データを用い、熱中症による救急搬送者が確認される夏期（5～9月）について、搬送者数の状況調査を行いました。
結果	2019年度夏期の熱中症による救急搬送者数は415人でした。年齢階級別・男女別では、65歳以上の男性が突出して最も多く、年齢階級が上がるほど搬送者数が増える傾向が見られました。発生場所については、住宅が最も割合が多く、次いで公衆、道路の順に多い状況でした。また、日最高気温と救急搬送者の推移を比較すると、7月下旬～8月中旬にかけて搬送者数が特に多くなっており、日最高気温が30℃を超える日が連続した時期と重なっていました。
活用	調査結果は関係部署と情報共有するほか、救急搬送者数が多い条件など予防に際して注意すべきポイントを踏まえた効果的な啓発に活用しています。